

新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険税(料)の減免について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方は、令和4年度の保険税(料)が減免となります。まだ申請をお済みでない方は、お早めにお済ませください。申請の受付は3月31日までです。

【保険税(料)の減免の対象となる方】

- (1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 保険税(料)の全額免除
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化などにより、主たる生計維持者の収入が減少した世帯の方で、次の要件の全てに該当する場合 ⇒ 保険税(料)の一部を減額
- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和4年の収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少していること
- ②令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③収入が減少した種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

※介護保険料は①③の要件のみ

【保険税(料)の減免額の算出方法(参考)】

保険税(料)の減免額は、減免対象の保険税(料)額(A×B/C)に、令和3年の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額です。減免額はあくまでも参考です。

○国民健康保険税および後期高齢者医療保険料

減免対象の保険料額(A×B/C)	合計所得金額に応じた減免割合(D)
A 世帯内の加入者について算定した保険税(料)額	300万円以下の場合 10分の10
B 世帯の主たる生計維持者の令和4年に減少した事業収入等にかかる令和3年の所得額	400万円以下の場合 10分の8
C 世帯の主たる生計維持者および世帯内の加入者の令和3年の合計所得金額の合計額	550万円以下の場合 10分の6
	750万円以下の場合 10分の4
	1,000万円以下の場合 10分の2

○介護保険料

減免対象の保険料額(A×B/C)	合計所得金額に応じた減免割合(D)
A 第1号被保険者について算定した保険料額	210万円以下の場合 10分の10
B 世帯の主たる生計維持者の令和4年に減少した事業収入等にかかる令和3年の所得額	210万円を越える場合 10分の8
C 世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額の合計額	

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額に関わらず、対象保険税の全部を免除。

【申請方法】

まずは下記へ電話で問い合わせください。制度の内容、申請の方法などを詳しく記載した冊子を申請書類添付のうえ、後日郵送します。また、関係資料については町HPにも掲載していますのでそちらもご覧ください。

問い合わせ先

- ・ 住民生活課国民健康保険係
- ・ 保健福祉課介護保険係(シルバープラザ内)

☎0137-62-2112
☎0137-64-2111